

生商第 13 号

高山振興ワークショップ事業に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和6年4月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

高山振興ワークショップ事業

2 業務内容及び提出書類

別添「高山振興ワークショップ事業仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月7日(金)まで

4 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者(提案者)は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 公示日から候補者となる提案者の特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑦ 過去5年間に、国、地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO/DMC)、観光協会等からの地域観光資源に関わる催事またはプロモーションの実施、市民や地域事業者の意欲醸成を意図したセミナー・ワークショップの開催等に係る受注実績があること。

- (2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)①～⑥をすべて満たし、かつ、グループの構成団体のうち1社以上は参加資格(1)⑦を満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に本プロポーザルに単独で参加することや他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

5 提出期限 令和6年5月14日(火)16時まで(必着)